

商標登録証

登録第4232941号

平成8年商標登録願第102042号

商標

姫マツタケ
岩出101株

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第31類 ひめまつたけ

商標権者 三重県津市末広町1番9号
株式会社岩出菌学研究所

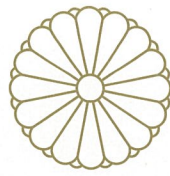
この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

平成11年 1月22日

特許庁長官

伴佐山建志





商標登録証

登録第 4 2 4 7 4 5 3 号

平成 9 年商標登録願第 2 5 7 1 7 号

商標

HIMEMATSUTAKE
岩出 1 0 1 株

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 3 2 類 姫まつたけのエキス入り清涼飲料，姫まつたけのエキス入り果実飲料，姫まつたけのエキス入り飲料用野菜ジュース，姫まつたけのエキス入り乳清飲料

商標権者 三重県津市末広町 1 番 9 号

株式会社岩出菌学研究所

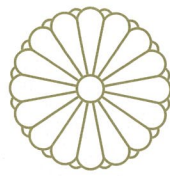
この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

平成 1 1 年 3 月 5 日

特許庁長官

伴佐山建志





商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 3 7 4 4 9 2 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK)

HIMEMATSUTAKE

IWADE STRAIN 101

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 2 9 類 姫まつたけを使用する加工野菜

第 3 1 類 姫まつたけ

その他別紙記載

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

三重県津市末広町 1 番 9 号

株式会社岩出菌学研究所

出願番号(APPLICATION NUMBER)

平成 1 0 年商標登録願第 1 1 0 0 3 0 号

出願年月日(FILING DATE)

平成 1 0 年 1 2 月 2 1 日(December 21,1998)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPANESE PATENT OFFICE.)

平成 1 2 年 4 月 7 日(April 7,2000)

特許庁長官(COMMISSIONER OF THE JAPANESE PATENT OFFICE)

近藤隆彦



商標登録証

(続葉 1)

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

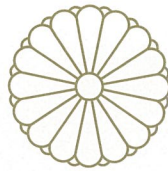
登録第4374492号(REGISTRATION NUMBER)

平成10年商標登録願第110030号(APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第32類 姫まつたけのエキス入り清涼飲料, 姫まつたけのエキス入り果実飲料,
姫まつたけのエキス入り飲料用野菜ジュース, 姫まつたけのエキス入
り乳清飲料

[以下余白]



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 4 0 2 9 5 3 号

(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK)

IWADE STRAIN 101

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 5 類 姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む液状・粉状・顆粒状・錠剤状又はカプセル入りの経口用薬剤

その他別紙記載

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

三重県津市末広町 1 番 9 号

株式会社岩出菌学研究所

出願番号(APPLICATION NUMBER)

平成 1 1 年商標登録願第 0 4 3 8 4 2 号

出願年月日(FILING DATE)

平成 1 1 年 5 月 1 8 日(May 18,1999)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPANESE PATENT OFFICE.)

平成 1 2 年 7 月 2 1 日(July 21,2000)

特許庁長官(COMMISSIONER OF THE JAPANESE PATENT OFFICE)

及川耕造



商標登録証

(続葉 1)

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 4 0 2 9 5 3 号 (REGISTRATION NUMBER)

平成 1 1 年商標登録願第 0 4 3 8 4 2 号 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

- 第 2 9 類 姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む液状・粉状・顆粒状・錠剤状又はカプセル入りの加工食品
- 第 3 0 類 姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む茶，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む調味料，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む食用粉類，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む穀物の加工品
- 第 3 2 類 姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む清涼飲料，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む果実飲料，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む飲料用野菜ジュース，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む乳清飲料
- 第 3 3 類 姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む果実酒，姫まつたけを主原料とするきのこの子実体若しくは菌糸体から抽出した水溶性成分を含む薬味酒

[以下余白]